

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第40号

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第29号）第12条
- (2) 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）第12条
- (3) 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）第25条

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。